

# 訂正のお知らせとお詫び

平成24年度補正予算(案) 安心こども基金積み増し・延長557億円

そのうち、保育士の処遇改善に340億円

## 目的

保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育士の処遇改善に取り組む保育所へ資金の交付を行うことにより、保育士の確保を進める。

## 補助の概要

保育所運営費の民間施設給与等改善費(以下、「民改費」という。)を基礎に、保育士等の処遇改善に要する費用を私立保育所(私立認定こども園の保育所部分を含む)に交付する。

※保育所運営費の予算積算上の一人当たり単価に当てはめて機械的にモデル計算した場合の  
改善月額 保育士(福祉職1級29号俸:月額約30万円(賞与等含む)) 約8,000円  
主任保育士(福祉職2級17号俸:月額約35万円(賞与等含む)) 約10,000円

## 交付方法

市町村において各保育所に対して交付。

効果の確認として、保育所は処遇改善計画の策定及び実績報告の提出を求められる。

上記の補正予算(案)に基づき、セミナーで下記のように申し述べました。

24年度の補正予算における安心こども基金の積み増しのなかで、保育士の処遇改善として、保育所は処遇改善計画を出せば一人あたりおおまかに月額8000～10000円の補助が出るとのことで、『その用途として職員に給与や一時金等で支給するほか、**※残りを待機児童解消のための施設整備や備品購入、積立金等にまわしてもよい。**』 **※赤字部分が間違った発言でした。**



平成25年2月26日に通知された雇児保発0226第2号

「保育士等処遇改善臨時特例事業の実施について」を読み取ったところ、

## 事業のおおまかな流れ

処遇改善計画書策定(非常勤職員を含み、経営に携わる法人の役員を除く)

↓  
実施(支給の範囲・方法などは各保育所において決定)

↓  
実績報告書を提出(法定福利費等の事業主負担増加額を含めてよい)

↓  
[交付総額から賃金改善に要した費用の総額(法定福利費等の事業主負担増加額を含む)を差し引いた額が千円以上であれば市町村に返還する。]

## 交付申請にあたっての留意事項として

- ・保育所運営費の民改費加算が停止されていないこと。
- ・賃金改善の具体的内容について記載した処遇改善計画書を作成し、当該保育所職員に対して、計画書の内容について周知していること。
- ・当該保育所の職員(非常勤職員を含み、経営に携わる法人の役員を除く)の賃金改善(法定福利費等の事業主負担増加額を含む)以外の費用については認められない。
- ・実績報告を提出。実際に賃金改善に要した経費が交付額を下回る場合にはその差額を返還すること。
- ・虚偽又は不正の手段により、本事業の交付を受けた場合には、既に交付された一部若しくは全部の交付額を返還しなければならない。  
…などが挙げられます。

事業費加算・事務職員雇上費加算・主任保育士専任加算による交付となりますが、民改費加算率の適用の基礎となる職員一人あたりの平均勤続年数に応じて加算区分が1%～4%の4区分に分けられます。

同じ定員構成であっても加算区分や地域加算区分の違いによって交付見込額に大きな差が生じます。

(例)18/100地域 定員90 設置単価 加算区分4% ⇒ 年間約285万円  
18/100地域 定員90 設置単価 加算区分1% ⇒ 年間約70万円  
3/100地域 定員90 設置単価 加算区分4% ⇒ 年間約255万円  
3/100地域 定員90 設置単価 加算区分1% ⇒ 年間約62万円  
(0歳児6名、1・2歳児30名、3歳児18名、4・5歳児36名の定員で計算)

以上のように、補正予算が可決され、事業の詳細が通知されたことにより訂正点・留意点が何点か出てきました。  
訂正のうえ、お詫び申し上げます。

平成25年3月29日

総合福祉研究会

専務理事 桑戸 真二